

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年3月17日

旭川市長 今津 寛介

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目旭川市総合庁舎6階

旭川市総務部情報政策課

電話：0166-25-5490

e-mail：johoseisaku@city.asahikawa.lg.jp

## 2 概要

### (1) 件名及び業務名

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務

### (2) 内容

ア 新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借に関する仕様書は「新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借仕様書」のとおり。

イ 新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用業務に関する仕様書は「新庁舎全庁ネットワーク機器の保守運用業務仕様書」のとおり。

### (3) 賃貸借期間及び業務履行期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで（60か月）

ただし、本契約は旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）第2条の各号に基づく長期継続契約であり、契約約款に「翌年度以降について予算が減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。」旨を規定する。

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、賃貸借については取扱品目番号4016「システム一式（ソフトウェア含む）賃貸借」の、業務委託については取扱品目番号3423「ネットワーク保守・運用業務」の入札参加資格を有していること。ただし、賃貸借については、保守運用業務受託者と一体的に連携して機器の設計・構築から保守運用までを行えると認められる場合に限り、参加希望者の指定する賃貸借事業者（リース

会社等)を賃貸借契約の相手方としてもよいこととする。当該賃貸借事業者についても、上記賃貸借に係る参加資格要件を満たす者であること。なお、賃貸借、業務委託いずれについても、本市が定める経営規模等審査基準において、格付等級がAであること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 過去3か年(令和2年度から令和4年度)の間に、本市、他の地方公共団体又は国と種類(賃貸借については情報ネットワークの設計・構築を含む契約であること。委託については情報ネットワークの保守運用を含む契約であること。)をほぼ同じくする契約を締結又は履行していること。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和5年3月20日(月)から令和5年3月29日(水)まで

##### (2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市総務部情報政策課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

なお、仕様書については、実施要領第5-1-(1)に示すプロポーザルにおいて得た情報の取扱いに係る誓約書の受理後、別途交付する。

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

##### ア 提出期限

令和5年3月29日(水)午後5時15分

##### イ 提出場所

1に同じ。

##### ウ 提出方法

郵送又は持参によること。(郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。また、郵送の場合は確認のため電話連絡を行うこと。以下郵送による提出においては同様とする。)

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

(3) 提案書の提出

(2)で提案書の提出を依頼された者は、次のとおり提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和5年4月10日(月)午後5時15分

イ 提出場所

1に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参によること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

新庁舎全庁ネットワーク機器の賃貸借及び保守運用業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書及び賃貸借仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

る。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

ア 委託料

毎月の検査完了後、後払いとする。

イ 使用料及び賃借料

毎月の検査完了後、後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案書に関するヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。